

再処理事業所再処理施設における使用済燃料によって汚染された物の取扱いについて（経過報告）（概要）

1. はじめに

- 「再処理事業所再処理施設における使用済燃料によって汚染された物の取扱いについて（報告）」（平成21年9月7日付け）に記載した改善策の実施状況等について取り纏めた。
- 「保管廃棄能力向上等の改善策が確保されるまでの措置」については、計画の具体化、当初計画通り処理が進まないという状況が確認され、必要な対応を図ったことにより、実施方法が一部変更になっている。
- なお、「保管廃棄能力向上等の改善策が確保されるまでの措置」に係る作業である仮置き廃棄物の容器への封入作業が完了した後、作業の実施結果を最終報告として取り纏めて報告する。

2. 廃棄物仮置きの長期化に対する再発防止対策

- 廃棄物仮置きの長期化に対する以下のような再発防止対策を実施
 - ・「廃棄物管理に関する廃棄物の発生予測と処理計画の策定及び発生実績の把握と実績に基づく発生予測の見直し評価の実施」に対し社内規定の改正
 - ・今回の事例について中間管理職を対象に教育実施
 - ・当該事項に関する情報をトップマネジメントのインプット項目とし、経営層へインプット
 - ・品質保証室の内部監査において現場での観察を実施

3. 保管廃棄能力向上等の改善策

- 「使用済燃料受入れ・貯蔵施設（以下「F施設」）内における保管廃棄場所の新規設定」、「第2低レベル廃棄物貯蔵建屋（以下「DB建屋」）の先行使用」、「第4低レベル廃棄物貯蔵建屋の増設（以下「fd1」）」の事業許可変更に係る手続きとして「六ヶ所再処理工場の使用済燃料受入れ・貯蔵施設から発生する低レベル固体廃棄物の保管廃棄能力向上に係る新設等計画書」を青森県及び六ヶ所村に提出し、2月16日に事前了解を得た。これを受け2月19日に「再処理事業変更許可申請」を行った。

4. 保管廃棄能力向上等の改善策が確保されるまでの措置

- 廃棄物仮置き状態の解消に係る計画について、当初の計画（9月7日報告内容）から、計画の具体化による実施方法の見直し（12月時点）及び作業進捗状況（2月初旬）を踏まえた作業計画の見直し（2月中旬時点）を行った。
- 当初計画から変更を行った概要は下記のとおり。
 - （12月時点）
 - ・第1低レベル廃棄物貯蔵建屋（以下「FD建屋」）の保管廃棄能力向上に伴う減容作業に際し、取り出しのための通路のスペースを確保するためFD建屋内に保管された廃棄物を、一時管理区域に一時的に移動させ、減容作業終了後に、廃棄物をFD建屋に戻す。（FD建屋内に保管された廃棄物を、一時管理区域に移動させた後に、先行使用したDB建屋に保管するとした当初計画を見直した。）

- ・一時管理区域に移動した後に、先行使用したDB建屋に保管すると計画していた廃棄物（ドラム缶：2,730本）とほぼ同等の量（ドラム缶：3000本）を、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋（FA建屋）、使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋（FB建屋）内の管理区域で封入し仮置きすることとした。

（2月中旬時点）

- ・減容率が当初計画した数値を満たさなかったため、新規のボックスパレットに仮置き廃棄物のみを収納するなどの新たな封入作業を実施する。また、作業方法の変更により仮置き廃棄物の容器への封入作業終了時点で一時管理区域へ移動した廃棄物を戻す容量がFD建屋に確保できなくなったため、4月から7月にかけて容量確保のための減容作業を行うこととした。
- ・上記の作業計画の見直しにより、廃棄物の容器への封入作業は3月末に終了する予定である。

○また、これまでの作業の実施状況として、以下のような状況であった。

（12月時点）

- ・減容作業処理量の実績が当初計画の約3分の1程度に留まり、12月末時点で仮置き廃棄物の容器への封入の進捗が約8,100本に対して約960本（約12%）であった
- ・減容作業処理量が計画通り進まなかった原因は、一時集積場所において容器の取扱いを3基とし、開封・収納・封入といった作業を並行で効率良く行うという計画に対して、通常の時期よりも短期間に廃棄物が多く発生する施設定期検査の時期ということもあり、一時集積場所に運ばれてくる廃棄物量の管理、一時集積場所に置かれる廃棄物量の管理などが十分に実施できておらず、実際は1基分のスペースしか確保できなかったことにあった。
- ・上記状況を解消するために「廃棄物容器を取り扱う3基分のスペースを確保する」などの対応を図り、減容作業処理量は回復した。

（2月初旬時点）

- ・FD建屋に保管されている廃棄物を一旦開封し、充填治具を用いて減容することで容積を減らすという作業において、廃棄物の減容率が当初計画を下回っていることが確認された。（約60%⇒約75%）
- ・さらに、FD建屋に保管されている廃棄物の中に当初計画では想定していなかった木材等のように充填治具で減容できない廃棄物が25%程度含まれていた。
- ・これらの状況によりFD建屋に保管されている廃棄物のうち減容出来る廃棄物を全て減容して出来る隙間に仮置き廃棄物を全て収納することが不可能な状況が確認された。

- ・また、2月7日時点での仮置き廃棄物の容器への封入の進捗が約8,100本に対して約1,730本(約21%)であり、処理効率を向上させることが必要であることを確認した。

4. 2 仮置き廃棄物に対する措置実績

- 仮置き廃棄物の容器への封入作業の進捗は、2月16日時点で約8,100本に対して約2,560本(約32%)

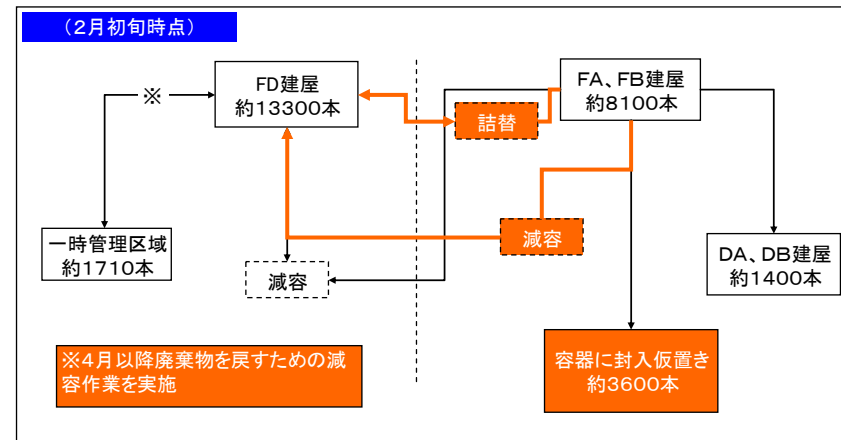
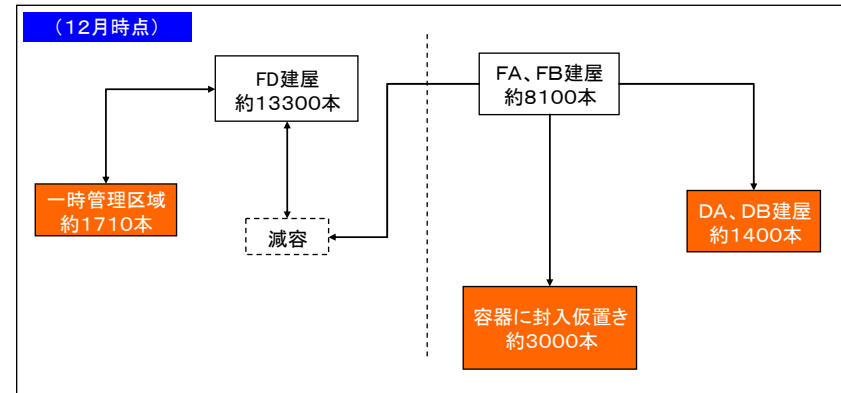
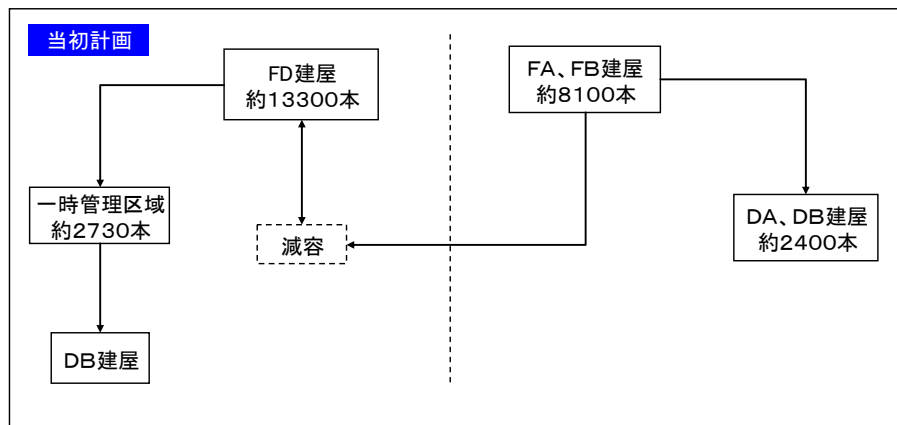
5. 廃棄物発生量の低減対策

- 9月7日付け報告以前に実施していた廃棄物発生量低減対策に加え、新たな廃棄物発生量の低減対策として実施することとした「管理区域養生シートの再利用」、「ゴム手袋の洗濯による再利用」については10月2日から、「作業環境改善、設備の定期保守、設備の機能維持等に必要な工事以外の延期」については、手順を構築し9月10日から運用を開始した。
- 1月末の時点で廃棄物の発生量は、計画5,233本に対して3,744本であり、計画よりも低減している。
- 最終報告において廃棄物発生量低減実績についての評価結果を取り纏める。

6. 今後の計画

- 現在実施している廃棄物低減対策については今後も継続して実施し、可能な限り廃棄物の発生量の低減に努めていく。
- 今後更に低減対策の管理を行うため、個別工事毎に廃棄物発生量の算定方法、低減対策取り入れ状況を確認し妥当性を評価した上で一時集積場所への廃棄物の持ち込みを許可することを2月末目標に手順化し制定する。

以上



■ : 変更箇所

※4月以降廃棄物を戻すための減容作業を実施